

とくしま林業アカデミー移住研修生支援事業実施基準

とくしま林業アカデミー移住研修生支援事業の実施については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）、徳島県林業関係事業補助金交付要綱（昭和59年林政第214号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施基準に定めるところによる。

1 事業の内容

本事業は、県外からとくしま林業アカデミーに入学を希望する者及び入学する者の負担を軽減するために、必要な費用の一部を助成するものとする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、要綱別表1のとおりとする。ただし、県外受験者支援について、対象となる受験日において当該受験会場が所在する都道府県に居住している者については、本事業の実施主体から除外するものとする。

3 助成の内容

（1）県外受験者支援

①補助対象経費

オープンキャンパスへの参加及び受験に要する交通費等を助成する。

ただし、助成は、オープンキャンパスへの参加及び受験について、それぞれ1回を上限とする。

②補助率

補助対象経費の1／2以内（補助金の上限は1回あたり5万円）とする。

（2）移住研修生支援

①補助対象経費

ア 県外からの引越に要する経費を助成する。

イ 研修期間中の居住に要する経費（家賃）を助成する。

②補助率

ア 補助対象経費の10／10以内（補助金の上限は10万円）とする。

イ 補助対象経費の1／2以内（補助金の上限は月額2万8千円）とする。

（3）ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

4 事業の実施

（1）補助金交付申請

事業実施主体は、規則第3条に定める補助金交付申請書を知事に提出するものとする。補助金交付申請書には、収支予算書、事業内容及び経費の配分、オープンキャンパス又は受験の申込書の写し、補助対象経費のわかる書類（経路、移動手段及び費用がわかる書類、引越費用に係る見積書、賃貸等に係る契約書等）を添付して、知事に提出するものとする。

(2) 事業の実施

事業実施主体は、知事による補助金の交付決定を受けてから、事業を実施するものとする。

ただし、3 (2) ①のイについては、研修期間中の（上限12か月分）家賃を対象とするものとする。

(3) 概算払い

3 (2) ①のイに要する経費については、原則として4半期毎に、概算払いにより請求できるものとする。

(4) 実績報告書の添付書類

事業実施主体は、事業が終了したときは、要綱第8条に基づき、速やかに知事に実績報告書の提出を行うものとする。実績報告書には、収支精算書、事業内容及び事業成績、事業経費の支出がわかる書類（交通費等及び引越費用に係る領収書、家賃に係る領収書等（口座引落とし等の場合は、該当箇所の写し等）を添付するものとする。

(5) 補助金の額の確定

知事は、前の事業の実施内容が適当と認める場合は、規則第12条の規定に基づき補助金額を確定するものとする。

5 補助金交付の条件

3 (2) ①のイの事業については、事業終了後、徳島県内の林業事業体において、2年以上就業を継続するよう務めるものとする。

6 書類の管理

当該事業にかかる書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

7 交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式第1号により知事に提出することとする。

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度とくしま林業アカデミー移住研修生支援事業交付決定前着手届

とくしま林業アカデミー移住研修生支援事業実施基準第 7 の規定に基づき、別記条件を
了承の上、下記のとおり提出します。

記

1. 事業費
2. 事業実施主体
3. 着手予定年月日
4. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
2. 交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、事業費の変更は行わないこと。